

会 議 記 録 (概要)

| | |
|-------|--|
| 会 議 名 | 令和7年度第1回三田市市民生活部指定候補者選定委員会 |
| 日 時 | 令和7年7月23日(水) 14時00分から16時00分 |
| 場 所 | 三田市役所本庁舎5階 501会議室 |
| 出 席 者 | 関谷委員、森岡委員、藤本委員、坂井委員、横溝委員 |
| 事務局等 | (文化スポーツ課) 畑課長、西副課長、山本主任、小仲主任 |
| 添付資料 | 次第 資料1「三田市市民生活部指定候補者選定委員会委員名簿」 資料2「三田市指定候補者選定委員会規則」 資料3「指定候補者選定委員会の公開について」 資料4「指定管理者の選定について」 資料5「募集要項・水準書の概要について」 資料6「三田市総合文化センター指定候補者募集要項(案)」 資料7「三田市総合文化センター管理運営業務要求業務水準書(案)」 |
| 傍 聴 者 | なし |

会議概要

1 開会

市民生活部長挨拶

2 委員紹介及び委員長選出

5名の委員紹介。

規則に基づき委員長には関谷委員を互選。副委員長は関谷委員長の推薦により森岡委員を指名。

3 市長諮問

三田市総合文化センターの指定候補者の選定について(諮問)

4 協議事項

(1) 委員会の公開について(資料3)

事務局：<資料3により説明>

委員長：当委員会は、「公開することにより、議事運営に著しい支障が生じるおそれがある」とは言えないため、条例の原則どおり公開とする。(異議なし)

- ・ 但し、募集要項、仕様書、選定基準等の案については、公開することにより、応募業者にとって不公平となる恐れがあるため、非公開とする。(異議なし)
- ・ 本日の進行についても、協議事項4の(3)以降については非公開とする。
- ・ また、次回以降の当委員会については、具体的な個々の応募業者の情報を取り扱うことになるため非公開とする。(異議なし)
- ・ 次に、委員会の会議録への発言者名の記載について諮る。本委員会は合議体であり、会としての意思決定をおこなうものである。また会としての意思形成過程に関わる議論については、できるだけ自由闊達に忌憚のないご意見を求めることから、会議録には個々の発言者名は記載せず、「委員長」「委員」とのみ記載することとする。(異議なし)

(2) 指定候補者の選定について(資料4)

事務局：<資料4により説明>

- 委員：今期指定管理期間が3年間で、次期指定管理期間が5年間ということであるが、リニューアル工事に伴う休館等の対応はどう考えているか。
- 事務局：次期指定管理期間5年間のうち、前半で機能整理、方針決定等を行い、後半でリニューアル工事についての検討を行う。工事の着手までに5年間程度かかると見込んだため、次期指定管理期間は一般的な5年間とした。よって、次期指定管理期間中に休館を伴うリニューアル工事は予定していない。工事内容によるが、次期指定管理期間終了後の令和13年度以降で、例えば2年間休館してリニューアル工事を行った後に、改めて指定管理期間を設ける等を想定している。なお、今期指定管理期間を3年間としたのは、当初は、PFI事業手法を想定しており、今期指定管理期間終了後の令和8年度より施設改修を行う予定であったためであるが、昨今の物価高騰等により再検討することとなった。次期指定管理期間の5年間で、改めて、PFI事業を含めた最適な事業手法を検討していく。
- 委員：人件費や物価が高騰している中で、次期指定管理料が今期指定管理料とほぼ同額となっているが、根拠はどうなっているか。
- 事務局：令和5年度の指定管理者の決算報告をもとに収支を積算している。人件費や物価の高騰は当然見込んでいるが、令和8年度より使用料を見直し、約1.5倍に引き上げることを加味し、同額としている。
- 委員：使用料が約1.5倍になると稼働率が下がる可能性がある。応募希望者として二の足を踏むことになるのではないか。
- 事務局：使用料の引き上げについては市内の公共施設全体で行われることであり、条例改正も済み、令和8年4月からの実施に向けて現在は周知期間となっている。令和8年4月以降の受付もすでに始まっているが、使用料の引き上げによって利用を控える声は今のところは聞いていない。

<以下、非公開審議>

5 その他

第2回委員会 10月1日（水）書類審査

第3回委員会 10月6日（月）プレゼンテーション・ヒアリング

※予備日 10月15日（水）

6 閉会